

報告第2号

市長専決処分の報告並びに承認を求めることについて

次の事項について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年6月14日提出

田川市長 二場 公人

専決第3号 田川市市税条例の一部改正について

(令和4年3月31日専決)

理 由

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、早急に田川市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

田川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

田川市長 二 場 公 人

田川市条例第13号

田川市市税条例の一部を改正する条例

田川市市税条例（昭和26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第

2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同条第 2 4 項中「附則第 1 5 条第 4 6 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、同条中第 2 6 項を第 2 7 項とし、第 2 5 項を第 2 6 項とし、第 2 4 項の次に次の 1 項を加える。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 1 0 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 1 1 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 1 2 条第 1 項中「1 0 0 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、1 0 0 分の 2. 5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の田川市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。